

首都圏大規模水害対策協議会 規約（案）

（名 称）

第1条 本協議会は、首都圏大規模水害対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、首都圏大規模水害対策大綱（平成24年9月6日中央防災会議決定）を踏まえ、構成員間で共通的な対応方針等の合意形成を図り、それに基づく各構成員の取組みに係る情報を共有するとともに、相互に連携・協働して取組むべき課題について検討すること等により、利根川、荒川の洪水氾濫や東京湾の高潮浸水による大規模な水害に対し、広域的に整合性がとれた避難や復旧等の対応がとれるようにすることを目的とする。

（協議会）

第3条 協議会は、別紙1の構成員をもって組織し、座長が招集する。

- 2 座長は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）が務める。
- 3 座長は、構成員以外の者で大規模水害対策に関わりが深い者をオブザーバーとして協議会に出席させることができる。
- 4 座長は、第1項によるもののほか、必要があると認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見等を求めることができる。
- 5 協議会の議事は、別に定める場合を除くほか、座長が定める。

（幹事会）

第4条 協議会の円滑な運営を補助し、実務的な課題を検討するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会構成員及び協議会オブザーバーの所属する機関から、別紙2の構成員をもって組織する。
- 3 幹事長は、内閣府政策統括官（防災担当）付企画官（調査・企画担当）が務める。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見等を求めることができる。
- 5 その他の幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

（ワーキンググループ）

第5条 特定の議題について検討を行うため、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成については、幹事長が定める。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付が処理する。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成25年11月8日より施行する。